

波瀬財産区

平成19年3月5日付け津市監査委員告示第3号公表分

監査の結果	当財産区は、本市一志町波瀬に設置され、山林、畑、田など約101ヘクタールを所有し、管理しているが、所有権移転登記がされていない土地が12筆あることから、これらの土地の整理について積極的に取り組まれない。
措置の内容	<p>所有権移転登記がされていない土地（12筆）については、松阪市嬉野宮野町地内にあることから、平成29年度に松阪市嬉野地域振興局で備付評価図面にて所在地を確認した。</p> <p>当該土地の登記名義は波瀬村となっており、波瀬財産区への所有権移転登記の方法について津地方法務局松阪支局と協議をし、また、三重県にも相談するなど現時点でできる措置を講じた。</p>